

第3 社会福祉一般

地域福祉の充実と推進を図るため、民生委員活動への支援、地域における支え合い活動への支援などに取り組んでいる。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域福祉の向上のため、自主的に幅広く活動している。また担当地区の世帯の状況や福祉ニーズの実情を把握するため、毎年11月に酒田市民生委員・児童委員協議会連合会が独自に福祉ニーズ調査を実施している。

1. 民生委員・児童委員

酒田市の民生委員の定数は、現在273名（内、主任児童委員28名）、任期は3年である。住民の身近な相談相手として、広く住民の権利・利益を守るという立場から、地域住民の自立への相談・助言・援助とともに、行政などの関係機関等と連携し活動を行っている。

民生委員活動の基盤となる民生委員・児童委員協議会（市内14地区）の活性化を図るとともに、行政や社会福祉協議会など他関係機関と連携しながら、諸調整や独自事業を展開し地域福祉の増進に努めている。

（1）性別・年齢別民生委員・児童委員数（人）

（令和8年4月1日現在）

性別	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計	平均年齢
男	0	3	7	33	42	0	85	68.3
女	1	3	9	78	54	0	145	67.5
計	1	6	16	111	96	0	230	67.8

（2）民生委員・児童委員の活動状況（件）

区分 年度	内容別相談・支援件数														
	在宅福祉	介護保険	医療・健康・保険	母子子育て健康・	地域生活の	・子供の生活教育	生活費	年金・保険	仕事	家庭関係	住居	生活環境	支日常的援な	その他	計
R3	884	106	406	92	2,239	574	113	14	26	306	116	424	2,475	2,699	10,474
民生委員1人平均	3.4	0.4	1.6	0.4	8.8	2.3	0.4	0.1	0.1	1.2	0.5	1.7	9.7	10.4	41.2
R4	590	90	305	75	1,171	354	99	17	55	368	115	351	1,727	1,774	7,091
民生委員1人平均	2.6	0.4	1.3	0.3	5.2	1.6	0.4	0.1	0.2	1.6	0.5	1.5	7.6	7.8	31.2
R5	760	114	243	106	1,206	316	92	25	42	260	108	359	1,149	1,560	6,340
民生委員1人平均	3.2	0.5	1.0	0.4	5.0	1.3	0.4	0.1	0.2	1.1	0.5	1.5	4.8	6.5	26.5
R6	717	97	294	92	1,385	284	112	7	40	220	103	337	1,335	1,948	6,971
民生委員1人平均	3.0	0.4	1.2	0.4	5.7	1.2	0.5	0.1	0.2	0.9	0.4	1.4	5.5	8.0	28.7
R7	379	104	271	74	1,317	351	78	11	29	155	87	348	1,473	1,585	6,262
民生委員1人平均	1.6	0.5	1.2	0.3	5.7	1.5	0.3	0.1	0.1	0.7	0.4	1.5	6.4	6.9	27.2
主任児童委員（再掲）	7	2	8	50	240	189	14	1	12	58	2	11	80	119	793
1人平均	0.3	0.1	0.3	1.9	9.2	7.3	0.5	0.1	0.5	2.2	0.1	0.4	3.1	4.6	30.5

年度	区分	分野別相談・支援件数				
		高齢者に関すること	障がい者に関すること	子どもに関すること	その他	計
R 3		5,109	329	3,061	1,915	10,474
民生委員 1 人平均		20.1	1.3	12.1	7.5	41.2
R 4		3,635	325	1,821	1,310	7,091
民生委員 1 人平均		16.0	1.4	8.0	5.8	31.2
R 5		3,192	294	1,775	1,079	6,340
民生委員 1 人平均		13.4	1.2	7.4	4.5	26.5
R 6		3,465	294	2,020	1,192	6,971
民生委員 1 人平均		14.3	1.2	8.3	4.9	28.7
R 7		2,879	269	2,123	991	6,262
民生委員 1 人平均		12.5	1.2	9.2	4.3	27.2
主任児童委員(再掲)		103	44	568	78	793
1 人平均		4	1.7	21.8	3	30.5

年度	区分	その他の活動件数						訪問回数		連絡調整回数		活動日数
		調査・実態把握	参加・行事・事業・会議への協力	地域福祉活動自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見通告	訪問・連絡活動	その他	委員相互	その他の関係機関	
R 3		3,774	5,460	16,809	8,530	829	53	23,570	18,623	14,981	13,795	42,212
民生委員 1 人平均		14.8	21.5	66.2	33.6	3.3	0.2	92.8	73.3	59.0	54.3	166.2
R 4		2,805	5,254	14,381	8,871	622	65	20,726	17,128	13,957	12,593	36,058
民生委員 1 人平均		12.4	23.1	63.4	39.1	2.7	0.3	91.3	75.5	61.5	55.5	158.8
R 5		3,882	5,704	14,072	8,641	725	20	19,267	15,743	14,773	12,716	35,186
民生委員 1 人平均		16	24	59	36	3	0	81	66	62	53	147
R 6		3,335	5,289	14,675	8,949	411	22	18,214	16,002	15,736	12,245	35,550
民生委員 1 人平均		13.7	21.8	60.4	36.8	1.7	0.1	75.0	65.9	64.8	50.4	146.3
R 7		4,148	5,553	13,762	9,484	353	21	17,205	15,861	17,782	11,064	35,690
民生委員 1 人平均		18.0	24.1	59.8	41.2	1.5	0.1	74.8	69.0	77.3	48.1	155.2
主任児童委員 (再掲)		255	609	1,836	973	12	1	819	1,060	4,962	1,037	4,226
1 人平均		9.8	23.4	70.6	37.4	0.5	0.1	31.5	40.8	190.8	39.9	162.5

2. 要援護者の状況（民生委員・児童委員ニーズ調査）

（令和7年11月1日調査）

民 児 協	① 高一人 齢者暮らし (人)	② 高 齢者のみ (世帯)	③ 寝 た き り 高 齢 者 (人)	④ 認 知 症 者 (人)	⑤ 一 人 親 家 庭 (世帯)
第1民協	703	389	2	26	34
第2民協	971	834	26	55	69
第3民協	716	590	6	29	69
第4民協	538	531	9	8	66
第5民協	733	714	10	43	105
第6民協	651	622	7	16	42
第7民協	287	255	19	12	43
第8民協	465	509	5	12	67
第9民協	168	169	5	14	16
第10民協	152	242	9	27	5
第11民協	209	281	9	14	8
八幡民協	234	305	13	21	10
松山民協	215	230	6	28	7
平田民協	260	330	7	15	33
合 計	6,302	6,001	133	320	574

《説明》

①高齢者1人暮らし：65歳以上、②高齢者のみ世帯：高齢夫婦、親子、兄弟姉妹等の世帯、③ねたきり高齢者、④認知症者：認知症状又は問題行動が見られる者、⑤一人親家庭：父又は母と18歳未満の子どものいる世帯

R3年度	5,678	5,115	207	474	797
R4年度	5,562	5,080	180	452	727
R5年度	6,020	5,343	157	373	655
R6年度	6,178	5,599	140	339	624
R7年度 (再掲)	6,302	6,001	133	320	574

※民生委員によるニーズ調査結果であるため、他機関の調査結果と異なる場合があります。

3. 地域福祉推進事業

(1) 地域支え合い活動推進事業

過疎化、高齢化が急速に進行し、通院や買物などの日常生活の維持が困難となる高齢者世帯等に対する支援のあり方が、課題として顕在化しつつある中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすための対策を検討する取り組みを行った。

(単位：団体数)

活動内容 / 年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
研修会(ワークショップ)の実施	1	0	10	6	2
実行委員会(実践検討)	0	0	0	0	0
活動実践 (補助金交付)	0	0	0	0	0
活動継続 (交付後)	4	4	4	4	4

(2) 救急安心カード整備事業

高齢者や障がい者等の安心を確保し、緊急時のスムーズな支援につなぐため、氏名、住所、かかりつけ医や緊急時連絡先等を記入した救急安心カードを容器に収納し冷蔵庫に備える事業を実施する。

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
容器(個)	196	138	130	111	199
ステッカー (セット)	197	142	133	111	200
カード (枚)	307	227	188	153	290

(3) 福祉の担い手育成事業

①高齢者疑似体験事業

小中学生に対し、高齢者とのコミュニケーションの取り方や関わり方を学ぶために、後期高齢者の身体的変化を再現する器具を使用し、高齢者の身体的・心理的变化を疑似的に体験するプログラムを実施する。

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学校数	10	11	12	5	8
学級数	17	18	20	14	12
児童・生徒数	410	288	438	371	256

②障がい者交流体験事業

小中学生に対し、障がいの特性を理解し、当事者の目線で社会の障壁を想像できるようにするために、障がい当事者との交流プログラムを実施する。

(4) 災害時要援護者避難支援事業

自治会、コミュニティ振興会、民生委員の方などのご協力をいただきながら、災害時に支援が必要である方の個別避難計画を整備し、災害時の安否確認、避難誘導等の支援活動に活用するための事業に取り組んでいる。

(単位：人、各年度末(3/31)現在)

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
要援護登録者数	1,055	1,037	1,010	971	918
避難支援者数	1,258	1,168	1,135	1,073	1,017

4. 社会福祉法人に対する指導・監督

社会福祉法の一部改正に伴い、平成 25 年 4 月 1 日から社会福祉法人の所轄庁は県から市に移管され、その権限移譲により指導監査等を実施している。なお、令和 7 年度末時点において本市が所轄している法人数は 24 である。

(1) 指導監査の実施件数

社会福祉法第 56 条第 1 項の規定により指導監査を実施した。(一般指導監査はおおむね 3 年に 1 回実施する)

(単位：件)

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
一般指導監査件数	4	11	10	6	8
特別指導監査件数	0	0	0	0	0

(2) 定款変更の認可・届出の受理件数

社会福祉法第 43 条第 1 項、第 3 項の規定により、定款変更の認可および届出の受理をした。

(単位：件)

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
認可件数	2	0	5	6	3
届出の受理件数	4	0	3	3	2